

## 63 保健所の事前検査のポイント

開業前に、保健所が実際に、歯科医院を検査するかどうかは、保健所によって異なる。つまり、来る場合もあるし、来ない場合もある。では、実際の調査の場合、保健所がチェックするポイントを上げよう。

## ①診療室、技工室、待合室の仕切状況

これは、診療室、技工室、待合室が各室完全に分離されているかどうかをチェックする。特に待合室と診療室は、何らかの形で区切られていなければならないという指導を受ける場合があるので要注意。設計段階から対応しておくのが望ましい。

## ②技工室の防塵

これは、あくまでも平面図上で技工室と表示した部屋に関して、防塵設備がなされているかチェックされる。普通は、換気扇でもOKだ。

## ③X線の被爆防止

X線の被曝防止としては、関係以外がX線室に立ち寄らないよう注意喚起がされているかという点と、実際に患者さんおよびスタッフが被爆しないような設備になっているかという点である。具体的には、「管理区域への立ち入れ禁止」の表示がされているか、「注意事項」の表示がされているか、防護服が常備されているか、スタッフ用のガラスバッチが用意されているか、をチェックされる。特に、このガラスバッチに関しては、スタッフの健康管理の観点から準備するように言われる。実際には、特定の会社でしか申し込めないの、早めに手配しておいた方が良い。費用は1名で、1年間12回分で約15,000円程度。

## ④劇物の格納

これは、薬事法第48条に規定されている。毒薬または劇薬が他の物と区分して貯蔵されている事をチェックされる。したがって、内装家具製作時に鍵付きの引き出しを造っておくと良い。また、できれば引き出しの表示に「医薬用劇物・毒物」としておくと良い。

## ⑤院内掲示

医療法第14条に基づき、患者に知らせるべき必要最小限度の事項について、診療所の入り口、受付または待合室の見やすい場所に掲示されていることをチェックされる。これができていないと、保健所が書類を受理しないばかりか、実は10万円以下の罰金が科せられるので、要注意。

## 掲示事項

- 1) 管理者の氏名
- 2) 診療に従事する歯科医師の氏名
- 3) 歯科医師の診療日および診療時間(複数いる場合には、各歯科医師毎)

## ⑥産業廃棄物(感染性、一般廃棄物)の処理状況

現像の排液、血液感染物など医院で出る廃棄物に関し、資格のある業者と委託契約をしているかをチェックされる。現実には、契約まで至っていなくても見積書を入手している段階でないとOKが出ない場合がある。

資格のある業者とは、都道府県知事等から感染性廃棄物の収集・運搬または処分業の許可を受けていることが条件となる。しかも、業者への委託は口頭ではいけない。必ず、書面で行う必要があるのを覚えておこう。